

～福井商工会議所中小企業総合支援センターから新型コロナウイルス支援策のお知らせ～

小規模事業者が使える 助成金・給付金最新情報

☆売上減で家賃などの支払いにお困りの方へ →→→給付金・応援金情報

①【福井県】小規模事業者等再起応援金（10万円）

- 【対象者】 福井県内の中小企業・個人事業主で、
(1) 今年1月24日～6月末までに実施した休業等において雇用調整助成金(緊急雇用安定助成金含む)の給付を受けていない(受ける予定がない)こと、
(2) 今年2月～6月までのいずれか1カ月間の売上が前年同月比で▲20%以上減少していること、など。 その他の詳しい要件は、「申請受付要項」を参照ください。
- 【支給額】 1事業所あたり10万円（一律）
- 【受付期間】 6月8日(月)～7月10日(金)（消印有効）
- 【申請方法】 申請書類を以下の宛先に簡易書留などで郵送（持参は不可）
（郵送宛先）〒910-8691 福井中央郵便局留め
福井県庁 小規模事業者等再起応援金申請事務局 宛
- 【書類入手方法】 (1)福井県のホームページからダウンロード、(2)県内各市町の窓口
- 【応援金HP】 <https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/sinsan/ouenkin.html>
- 【お問い合わせ】 福井県応援金相談専用ダイヤル 0776-20-0766（9時～17時、土日祝除く）

②【国】持続化給付金（法人200万円、個人事業100万円上限）

- 【対象者】 前年同月比▲50%以上売上減少した月がある事業者など
- 【給付額】 法人200万円、個人事業者100万円 ※昨年1年間の売上減少分が上限
- 【売上減少計算方法】 前年総売上－(前年同月比▲50%月の売上げ×12ヶ月)
- 【申請方法】 電子申請のみ可（以下の電子申請サポート会場もご利用下さい）
- 【福井市サポート会場】 福井市宝永4-3-1サクラNビル1F（要予約）
- 【サポート会場予約】 ①インターネット予約、②電話予約 TEL:0120-835-130
- 【持続化給付金HP】 <https://www.jizokuka-kyufu.jp/>
- 【お問い合わせ】 持続化給付金事業 コールセンター0120-115-570(8時半～19時)

③【国】家賃支援給付金(法人300万円、個人150万円、上乗せ特例あり) <NEW>

- 【対象者】 5月～12月において、1カ月の売上が前年同月比で50%以上減るか、連続3カ月の売上が前年同期比で30%以上減った事業者
- 【給付額】 法人は家賃の2/3(月額50万円上限)×半年分＝最大300万円
個人事業者は家賃の2/3(月額25万円上限)×半年分＝最大150万円
さらに、複数店舗をもつ事業者は限度額同額の上乗せ特例で、法人は最大600万円、個人事業者は最大300万円が上限

☆販促や設備投資に取り組む方へ →→→補助金情報

④【国】ものづくり補助金・持続化補助金・IT導入補助金（上限50万円～1,000万円）

- ①「ものづくり補助金」(通称)・・・新製品・サービス・生産工程の改善に必要な設備投資等を支援。補助上限1,000万円+事業再開枠50万円。補助率1/2～3/4。【お問い合わせ(メール)】 monohojo@pasona.co.jp
- ②「小規模事業者持続化補助金」(通称)・・・小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等を支援。補助上限 通常枠50万円又はコロナ特別枠100万円+事業再開枠(感染拡大防止の取組)50万円+追加対策枠(クラスター対策が特に必要な一部の特例業種のみ)50万円。補助率2/3～3/4。【お問い合わせ】福井商工会議所 創業・経営支援課 0776-33-8283
- ③「IT導入補助金」・・・ITツール導入による業務効率化等を支援。補助上限450万円。補助率1/2～3/4。【お問い合わせ】 IT 導入支援事業コールセンター 0570-666-424

☆社員の休業手当の支払いでお困りの方へ →→→ 雇用調整助成金情報

⑤【国】雇用調整助成金の見直し(日額上限15,000円に増額など)

	現行 (4/1～6/30)	見直し後 (4/1～9/30)
助成額	1日 8,330 円が上限	1日 15,000 円が上限
助成率	○大企業 2/3 ○中小企業 4/5 ※解雇等がない場合 ○大企業 3/4 ○中小企業 9/10 【中小企業特例】(4/8～6/30) ・休業要請を受け休業する等、一定の要件を満たす場合 10/10 ・休業手当支払率が 60%超の場合は超えている部分は 10/10	○大企業 2/3 ○中小企業 4/5 (変更なし) ※解雇等がない場合 ○大企業 3/4 (変更なし) ○中小企業 10/10 に引き上げ

【お問い合わせ】 雇用調整助成金等相談コールセンター 0120-60-3999

⑥【国】新型コロナウイルス感染症対応休業支援金(仮) (月額上限33万円)(正式発表はまだです)

2020年4月1日～9月30日までの間の休業で、休業手当の支払いを受けられなかった中小企業の被保険者を対象に、休業前賃金の 8 割(月額上限 33 万円)が休業実績に応じて支給されます。また、雇用保険加入者のみでなく、働く時間が短いパート・アルバイトも対象となる予定です。

⑦【福井県】雇用維持事業主応援金(事業主1日あたり10,000円)

今年1月24日～6月30日までに休業を実施した国の雇用調整助成金を申請する県内事業所の事業主や常勤役員には福井県より応援金が支給されます。

【支給額】事業主1人10,000円/日、事業主・役員(常勤)2人以上は20,000円/日 (上限1事業所50万円)

【お問い合わせ】 福井県 労働政策課 0776-20-0390

⑧【福井商工会議所】雇用調整助成金 専門家の無料相談会(毎週水曜日)

【次回開催日】 6月24日(水)午後 ※事前予約が必要です。TEL0776-33-8283

⑨【福井商工会議所】コロナ支援特設ホームページ <http://www.fcci.or.jp/Coronavirus/index.html>

発行者:福井商工会議所中小企業総合支援センター(新型コロナウイルス経営相談窓口)【TEL】0776-33-8284